

令和 8 年矢巾町議会定例会 7 月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (7 月 1 6 日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第 1 1 号 車両破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	5
○議案第 3 7 号 令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 3 号) について	9
○議案第 3 8 号 令和 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について	1 4
○散 会	1 6
○署 名	1 7

議 案 目 次

令和 8 年矢巾町議会定例会 7 月会議

1. 報告第 1 1 号 車両破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
2. 議案第 3 7 号 令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について
3. 議案第 3 8 号 令和 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年矢巾町議会定例会 7 月会議議事日程（第 1 号）

令和 8 年 7 月 1 6 日（木）午前 1 0 時 0 0 分開議

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 報告第 1 1 号 車両破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 4 議案第 3 7 号 令和 8 年度矢巾町一般会計補正予算（第 3 号）について

第 5 議案第 3 8 号 令和 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17 名）

1 番	高 橋 恵 議員	2 番	高 橋 敬 太 議員
3 番	横 澤 駿 一 議員	4 番	ササキマサヒロ 議員
5 番	吉 田 喜 博 議員	6 番	藤 原 信 悦 議員
7 番	齊 藤 勝 浩 議員	8 番	小 川 文 子 議員
1 0 番	小笠原 佳 子 議員	1 1 番	山 本 好 章 議員
1 2 番	高 橋 安 子 議員	1 3 番	水 本 淳 一 議員
1 4 番	村 松 信 一 議員	1 5 番	昆 秀 一 議員
1 6 番	赤 丸 秀 雄 議員	1 7 番	谷 上 知 子 議員
1 8 番	廣 田 清 実 議員		

欠席議員（1 名）

9 番 木 村 豊 議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町	長	高橋昌造君
企画財政課	長	田中館和昭君
こども家庭課	長	村上純弥君
道路住宅課	長	田口征寛君
教 育	長	岡田秀二君
学校給食共同調理場所	長	水沼秀之君

総務課	長	吉岡律司君
健康長寿課	長	佐々木智雄君
産業観光課	長	村井秀吉君
上下水道課	長	立花真記君
学校教育課	長	高橋雅明君
文化スポーツ課	長	高橋保君

職務のために出席した職員

議会事務局	長	吉田徹君
主任主事		渋田稀結君

議会事務局	長	千葉欣江君
補佐		

午前１０時００分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、９番、木村豊議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。お知らせいたします。

ただいまから令和８年矢巾町議会定例会を再開します。

これより７月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

16番 赤 丸 秀 雄 議員

17番 谷 上 知 子 議員

1 番 高 橋 恵 議員

の３名を指名いたします。

日程第２ 会議期間の決定

○議長（廣田清実議員） 日程第２、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の７月会議の会議期間は、７月６日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日１日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、７月会議の期間は、本日１日と決定いたしました。

日程第３ 報告第１１号 車両破損事故による損害賠償請求事件に関する専決

処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） 日程第3、報告第11号 車両破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 報告第11号 車両破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

今回の車両破損事故につきましては、矢巾町大字煙山第4地割地内、町道安庭線において、本町が賃貸借した路面清掃車両を運転中に、対向車両と接触し、路面清掃車両と対向車両をそれぞれ破損したものであります。

破損に係る損害賠償の額は、賃貸借契約に基づき、対物賠償11万円、物件賠償22万円、合わせて総額33万円となっております。

なお、本件につきましては、本年6月18日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定により、ご報告申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 説明は簡単で、状況は分かりましたが、ちょっと損害金額が結構高いのですが、これは相手方への金額だけなのか。それからあと、賃貸借用の車両については当然保険に入っていて、料金払う中に含まれると思うのですが、その辺の部分と、あとこの33万円というのは過失割合がどのくらいだったのかお知らせ願います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、順番が逆になってしまいますが、過失割合は10対ゼロということで、矢巾町側が全面的に悪いという形になっております。また、こちらは相手方に対して11万円で、そして自分の車両が21万円という形になっておりまして、この内容につきましては、賃貸借契約に基づきます契約を締結しておりますが、その中の損害賠償の規定がございまして、そこに応じて支払い額を決定しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 説明は理解しました。

それで、私も車を借りたりして、自分が事故を起こしたことはないのですが、借りたとき当然料金、ある程度賃貸料は高く設定されているので、事故を起こしたときは保険適用で支払う義務がないと踏まえていますが、今回はそれでも払わなければなかったのか。

それから、何か今の説明では10割負担の比率ですが、対向車線でどうのこうの場合、止まっている車であれば10割負担はあるのですが、動いている場合は今までの経緯から10割負担はないと踏まえていましたが、その辺はどうだったのでしょうか。分かる範囲でお願いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

まず、この保険でございますが、貸主側が入っている保険でございますので、こちらにつきまして私どもが改めてどうこうという保険ではないものの車両を借りているという前提になっております。

また、この10対ゼロという考え方なのですけれども、議員おっしゃるとおり動いていればということなのですが、こちらにつきましては擦れ違いざまに当方の車両が車幅を誤認してはみ出してしまっていて回避のしようがなかった、相手も回避行動を行っているということで、このような割合になっていると理解しております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

○16番（赤丸秀雄議員） はい。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず10対ゼロにしても、人は間違いということは必ずあるものですが、そこら辺、再発防止策はどのようにしているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

まず、今回の車両なのですけれども、昨年度までは町所有の清掃車で作業しておりました。ただ、昭和50年代の車両ということで、毎年修理費用が100万以上かかっていたものでござい

ましたので、今回はもう部品もないということで、リースに切り替えたものでございます。

今回のリースの車両なのですけれども、路肩のほうの作業用ということで、どうしても大型の10トンダンプ並みの大きさなのですけれども、ちょっと左ハンドルということがありまして、乗り慣れない車で、さらに路肩のほうを気にしながら運転していたということがまず不注意につながったものだと思っております。この道路清掃の作業につきましては、委託できる業者もありますので、そういった面、委託のほうでの作業について検討していきたいなというふうに考えております。

また、道路での作業につきましては、これに限らずですけれども、かなり本人たち、作業に当たる職員であるとか、周りの方にもやはり危険が伴うものでもありますので、十分にその作業に当たる者であるとか、周辺、注意するものとか、そういうちゃんと役割分担しながら十分に注意して、道路清掃作業に限らず、草刈りとか穴埋めとかありますけれども、そういったものに当たっていききたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今までも注意はしていたと思うのですけれども、さらにそういうふうなこと、防止策、注意を重点的にやっていただきたいと思うのですけれども、さらに注意するということは考えているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田口道路住宅課長。

○道路住宅課長（田口征寛君） お答えいたします。

十分注意しながら今までもやっていたのですが、こういう事故ということは度々発生してしまうことがあります。町のほうで作業でありますとか、あとまた同じような作業を県とか国のほうでも行っておりますので、そういったところの状況、どういった対応をしているか情報を集めながら、安全な作業ができるように努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第11号を終わります。

日程第４ 議案第３７号 令和８年度矢巾町一般会計補正予算（第３号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第４、議案第37号 令和８年度矢巾町一般会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第37号 令和８年度矢巾町一般会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、14款国庫支出金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、18款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正し、12款分担金及び負担金の学校給食費負担金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、３款民生費のひとり親家庭物価高騰対策支援事業、10款教育費の私立学校等物価高騰対策支援事業及び体育施設維持管理事業を新設補正し、８款土木費の防災安全対策事業、10款教育費の共同調理場運営事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,462万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億9,953万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田中館企画財政課長。

○企画財政課長（田中館和昭君） 議案第37号 令和８年度矢巾町一般会計補正予算（第３号）の詳細についてご説明いたします。

第１表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書によりご説明しますので、９ページをお開きください。歳入でございます。12款分担金及び負担金、１項負担金、項の補正額1,215万5,000円の減、学校給食費負担金の減でございますが、物価高騰対策として中学校の生徒の給食費、全部で10期ございますが、10期中７期から10期分の徴収をしないこととするものでございます。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、項の補正額2,363万5,000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増でございます。歳出のほうで、３款民生費、２項児童福祉費、10款教育費、１項教育総務費、それから５項保健体育費に充当するものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、項の補正額2,314万4,000円、財政調整基金からの繰入れてございます。これによりまして、財政調整基金の残高は8億5,412万9,000円となります。

続きまして、13ページをお開きください。歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、項の補正額15万4,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、項の補正額185万円。主なものといたしまして、説明欄でございますけれども、国民保養センター運営事業の増ということで、国民保養センター事業性評価支援業務委託料ということで、当該施設の今後の在り方について、客観的に判断するため外部機関に事業評価を委託するものでございます。

次のページをお開きください。2項児童福祉費、項の補正額951万4,000円、説明欄でございますけれども、ひとり親家庭物価高騰対策支援事業で783万4,000円でございますが、物価高騰対策といたしまして、児童扶養手当受給対象児童に対しまして、1人当たり3万円を給付するものでございます。

その下の事業でございますが、重層的支援体制整備委事業の増ということで、児童家庭相談システム住基データ連携改修業務委託料でございますが、児童家庭相談システムと住民基本台帳を連携させるためのシステム改修を行うものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、項の補正額604万2,000円、防災安全対策事業の増でございますが、町道田中縦道線、それから中村6号線の交通安全施設整備事業に伴う水道管移転補償でございます。

5項住宅費、項の補正額270万6,000円、町営住宅改修事業の増でございますが、三堤住宅4号棟の屋根改修工事におきまして、資材費等の高騰により不足が見込まれることから補正するものでございます。

次ページにお進みください。10款教育費、1項教育総務費、項の補正額110万円、私立学校等物価高騰対策支援事業、フリースクール、それから専修学校に対する補助でございます。

5項保健体育費、項の補正額1,325万8,000円、説明欄に移りまして体育施設維持管理事業でございますけれども、町民総合体育館1階のトイレで雨漏りがございますので、そちらの修繕工事を行うものでございます。

次の欄でございます。共同調理場運営事業の増でございますが、食材費の高騰が見込まれますので、その見込まれる分を増額するものでございます。

その他財源内訳のところ、歳入でご説明いたしましたけれども、給食費を一部徴収しないことなどにより、財源更正を行っております。

以上で議案第37号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。
よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 中学校の給食費のまず期間的な無償化というのは大変喜ばしいことで、物価高騰対策として、まさに機を得たものだと思います。

中に、やはり中学校の給食を食べられないお子様もいらっしゃると思いますので、その対応だけお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 水沼学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（水沼秀之君） お答えいたします。

今のお話、多分アレルギーのお子さんとか、あと不登校のお子さん等、それぞれのお話になるとと思いますが、全員協議会の際にもご説明させていただいたとおり、現在県内のほうで各教育委員会それぞれで情報収集しながら、なるべく統一的な対応をしたいということで調査中でございますので、まだ方針は定まっていないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

その他ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 歳出の13ページ、国民保養センターの部分の確認ですが、こういう形で評価を外部委託にしてやるということはよろしいのですが、この期間と、それから評価が出た後、その結果に基づいてどのような形で対応していくのか。その辺の見込みが分かるのであれば、ご説明をお願いします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、契約でございますが、本日承認いただければということで、早速委託業務のほうの発注を進めたいなというふうに思っております。その上で事業の完了を急いで、9月の中旬頃というところで考えております。スケジュール的には、そこが一番早くできるスケジュールかなというふうに認識しておりますが、その上でどのような、結局報告書の内容になるかというところはあるかもしれませんが、その評価内容をまた先日議会の全員協議会のところでも

お話しさせていただきましたけれども、やはり議員の皆様にも、全員協議会の場合となるかと思っておりますけれども、改めてその内容をお伝えさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 13ページの情報公開等業務の増、この内容についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） お答えいたします。

こちらにつきましては、情報公開・個人情報保護不服審査委員会、当初開催2回を予定しておりましたが、本年抱えている案件が3件ございまして、計8回分の開催を見込んで増額をお願いするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） その内容というのは、お伺いできないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡総務課長。

○総務課長（吉岡律司君） こちら3件につきましてお答えすること、詳細は控えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

○15番（昆 秀一議員） はい。

○議長（廣田清実議員） 他に質疑ございませんか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 先ほどの国民保養センターの件について追加で質問しますが、人件費が妥当かどうかとか、いろんなことを総合的にまず評価されるという説明でありましたが、職員の皆さんは大変よく頑張っていて、客足も減ってはいないという状況であると私も見ております。

現在の職員の人数と、それから正職員と臨時職員の割合についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず職員の人数でございますけれども、現在4名というふうになっております。それ以外の職員というところでございますが、すみません、今ちょっと資料のほうを確認させていただきますが……すみません、遅くなりました。非常勤の職員ということになりますと、29名ほどというふうになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 加えてですけれども、29人の方々の働きの時間といたしますか、1日どれぐらい働いているかが分かったら教えてほしいと思います。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平均的にというところでございますけれども、大体6時間から8時間ほどの間というところで捉えていただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） あと、町民の皆さんからは大変好評の声を聞いております。そして、ただ残念なのが行く足がないということでもあります。特に老人クラブ等でも、今はバスの手配がないということで、利用したいのだけれども利用できないという声をたくさん聞いておりますので、改善策の中には足をどういうふうに確保していくかというようなこともシミュレーションするなり、重要な項目として捉えていただきたいと思いますけれども、その考えがあるかどうか。相手のことなので、そういうことも要望として付け加えることができるのであれば、これは大変大きな、足の問題というのは重要な課題といたしますか、項目になると思います。その考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 村井産業観光課長。

○産業観光課長（村井秀吉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在でございますけれども、以前町から払下げということでマイクロバスは活用しておったわけでございますが、そちらのほうは故障してからは、その後のバスの送迎というのはない状況でございますけれども、まず今回の委託業務の中で、例えば利用者の増につながる試

みとして、そういうことをやったときに費用対効果はどうかというところも含めて、今回の委託のところでできるのかなというふうに捉えておりますので、ちょっとその辺も含めて確認させていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑はないようなので、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第37号 令和8年度矢巾町一般会計補正予算（第3号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第38号 令和8年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（廣田清実議員） 日程第5、議案第38号 令和8年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第38号 令和8年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、支出の1款水道事業費用の営業費用を120万円増額補正して、総額を8億1,848万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、支出の1款資本的支出の建設改良費を400万円増額補正

して、総額を 5 億 7,669 万 4,000 円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 立花上下水道課長。

○上下水道課長（立花真記君） 議案第 38 号 令和 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）の詳細についてご説明いたします。

なお、詳細は補正予算明細書で行いたいと思いますので、6 ページのほうをお開き願います。令和 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第 1 号）について、款、項及びその詳細をご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出の支出になりますが、1 款水道事業費用、補正予定額 120 万円、1 項営業費用、同額 120 万円です。内訳としましては、受託工事費の工事請負費の増で、町道田中縦道線交通安全施設整備事業に伴う給配水管布設替え工事の給水管布設工事部分の増となります。

次に、資本的収入及び支出の支出でございますが、1 款資本的支出、補正予定額 400 万円、1 項建設改良費、同額の 400 万円となります。内訳としましては、受託工事費の工事請負費の増で、町道中村 6 号線道路改良事業に伴う配水管移設工事の配水管移設工事費の増となります。

以上で議案第 38 号 令和 8 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由及び詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りいたします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議ないようなので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第38号 令和8年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田清実議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして令和8年矢巾町議会定例会7月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午前10時31分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員